

会 議 録

会議の名称	西東京市行財政改革推進委員会 第 10 回会議
開催日時	平成 13 年 10 月 30 日（火） 午前 9 時 30 分から正午まで
開催場所	田無庁舎 3 階 庁議室
出席者	竹之内副委員長 柳原委員 筑井委員 長澤委員 松山委員 高梨委員 倉本委員 神野税務部長（説明員） 坂井企画部長 柏木企画部参与 尾崎企画課長 神作主幹 新井主査 伊佐美主査 飯島主査
議題等	1 第 7 回会議会議録の確認について 2 組織について 3 その他
会議資料	☐ 議員定数の変遷について..... 資料 1 ☐ 行財政改革大綱実施状況対比一覧表..... 資料 2 ☐ 定数見直しの基本方針案..... 資料 3
記録方法	発言者の発言内容ごとの要点記録（内容、別紙会議録の通り）
その他	委員長欠席のため、行財政改革推進委員会条例第 5 条第 3 項の規定に基づき、副委員長が職務を代理した。

西東京市行財政改革推進委員会会議 平成 13 年度 第 10 回会議録

副委員長：本日、委員長が欠席でございますので、行財政改革推進委員会条例第 5 条第 3 項の規定に基づきまして、委員長の職務を代理させていただきます。

それでは、ただいまから第 10 回西東京市行財政改革推進委員会を開会いたします。まず、本日の会議の進め方について事務局から説明をお願いします。

事務局：初めに第 7 回会議録の確認をしていただき、次に、税務部長より組織や課題・問題点などについて説明をさせていただきます。これらについて質疑を行った後、その他といたしまして、事務局で用意いたしました資料について、ご説明をさせていただきますと予定しております。

（第 7 回の会議録を確認）

事務局：税務部長から説明をさせていただきます前に、本日配布資料が数多くありますので資料の確認をさせていただきます。（資料名を読み上げ確認）

倉本委員：業務委託関係の資料をインターネットで収集したようですが、収集方法を参考までに教えてください。

事務局：行財政改革で検索をしていただきますと、いろいろな項目が出てまいりますので、そこから必要なものを取り出してください。

副委員長：他にございますか。ないようですので、議題に移ります。

それでは、税務部長の神野さんから、組織や課題等につきまして説明をお願いします。

税務部長より資料に基づく、説明を行った。

事務局：調定と予算の違いが、わかりにくいと思うので、説明をしてください。

神野部長：調定とは、歳入を徴収しようとした場合、長がその歳入の内容を調査して収入金額を決定する行為を呼んでいます。予算ですが、調定に一定の徴収率を乗じて、算出をしているものであります。

税務部の現状と課題ですが、さきほどから申し上げているとおり、経済情勢が低迷する状況下、今後も税収の伸びは期待できないと担当部としては、判断しているところです。

課題としましては、収納率の問題があげられます。これは、全国的にも重要な課

題として位置付けられています。当市といたしましては、この7月から滞納額1千万円以上の方を対象に、滞納整理班をつくり対応しているところです。また、今年10月からは、近隣市対象に2人ずつ8班編成による収納体制をとっています。

以上、雑駁ですが、税務部の説明とさせていただきます。

副委員長：神野部長、ありがとうございました。税の話は、細かくて、わかりにくい点も多いと思いますが、質問があればお願いします。

それでは、まず私から税の問題というものは、法律で決まっているもので、算式も用意されていることから、税収向上対策は限られてしまうと思います。納税者を増やす、あるいは収納率を増やすというのが、一般的に考えられることだと思います。そこでお聞きしたいのですが、西東京市としては、法定外税をどのように考えているのでしょうか。また、西東京市として、法定外税の対象となりそうなものはありますか。

神野部長：26市で構成する税務事務協議会というものがあまして、そこでも調整をしています。その中で、法定外課税を研究している市もあると聞きますが、景気低迷もあり、あらたな課税は難しいのが現実のようです。これは、西東京市においても、同様であると言えます。その意味でも、まずは収納率向上対策に取り組む必要があると考えています。また、1市だけの単独体制ではなく、広域的な取り組みも必要になるであろうと考えているところです。

副委員長：現年分については、97%強の収納率をあげているとの説明がありました。徴収率が、この率でとどまっていることによるロスがありますか。例えば、未収分に対する金利等も考えられますが、徴収率が100%に満たないことによるロスについてお聞きしたいのですが。

神野部長：西東京市としては、繰越金が生じている現状も考えれば、大きな影響を与えていないと言えますが、目標としては100%におくことが原則だと考えています。100%に向かって取り組み、増収を図ることで、新規事業への取り組みも可能になると思います。

副委員長：未収額は、どのくらいあるのですか。

神野部長：資料6ページの徴収実績調書に記載してございますので、ご覧いただきたいと思います。

事務局：280億が、仮に270億にできれば、10億円のロスを埋めることができるということになります。

副委員長：確かに10億円増収となるのですが、100%を目指していることに疑問を感じます。現実的には、徴収率は100%にはならないわけです。どんなに人海戦術を行っても、100%となり得る手段はないと思います。徴収コストの観点から、そのあたりはどのようにお考えなのでしょう。

事務局：確かに徴収コストという視点はあります。しかし、一方では、負担公平の原則もあります。ご指摘のようにコストの問題はあります。極論で申し上げますと、地方や海外に転出した滞納者に対し、１０万円を徴収するのに、２０万円の費用をかける必要はないわけですが、それで納税者に対する公平性が保てるのかという問題が浮上するわけです。

副委員長：私も、そのあたりに疑問を感じるわけです。コストの観点から言えば、１００％という数値目標にこだわるのが適当なのか疑問を感じます。

高梨委員：給与所得者が減って、年金受給者が増える傾向にあるとの説明を受けましたが、これは全般的に言える問題だと思います。そして今後は、ますますその傾向が強くなると思われます。現状の地方自治体のシステムそのものを揺るがすような数字となってくれば、いろいろな面で大きな問題も生じることになるのではないのでしょうか。現在のところ、具体的な対応策はないのかもしれませんが、そのときに備えた準備は必要だと思います。単に市の増収のためだけを考え、マンション等をどんどん建設していけるとも思えませんし、広域的な取り組みが必要になるのではないのでしょうか。多摩地区は２３区のベッドタウンであり、抜本的な対策が望まれるところではないのでしょうか。

神野部長：市長会レベルの話で、国と地方との間の税源の再配分にも取り組んでいるところです。再配分については、地方から反対の声もありますが、都市部は、人口が集中しており、再配分の考え方は必要だと思います。また、前年所得に課税する方式について、変更を要望していく必要もあると考えます。現在のところ、市レベルでの方針はありませんが、担当としては、お話をさせていただいたような取り組みが必要ではないかと感じているところです。

高梨委員：市民税は前年度課税のため、退職した者には、収入が減少してから税金が課税されてしまう問題があります。これは、納税者の感情的な面にも、影響を与えと言えます。仕組みを変える必要があると思います。

神野部長：先生、ご指摘のとおりだと感じています。

筑井委員：企業が赤字の場合、税金はどうなるのですか。

神野部長：課税は、法人税額に対して行いますので、赤字法人の場合には、均等割についてのみ課税することになります。ここ数年、金融機関は、ほとんどが均等割のみ課税となっているのが実情です。

松山委員：固定資産税の税率は、制限税率を採用しているのですか。

神野部長：標準税率の１．４％としています。ただ、負担調整率というものがあまして、一気に上がらないような仕組みになっています。

松山委員：その仕組みを変えると、どのくらいの増額につながりますか。

神野部長：億の単位までとは言いませんが、かなりの額になることは確かです。過去におきましては、地価は上昇する傾向にありました。しかし地価の下落に伴い、固定資産税の増収も、それほどの期待はできない状況にあります。新築家屋等の増加、大規模開発が見込めれば、増収も見込めますが。

松山委員：負担調整率は、引き上げる方向にあるのですか。

神野部長：平成 15 年度に見直しが予定されていますが、現時点では、どのような改正となるか不明です。

長澤委員：法人税率ですが、標準税率 12.3%、制限税率 14.3%と説明を受けましたが、西東京市ではどのような税率となっていますか。

神野部長：資本金によって、税率を設定しています。西東京市におきましては、資本金 1 億円以下が 12.3%と標準税率を採用しておりまして、1 億円以上 10 億円未満が 13.5%、10 億円以上は 14.7%としています。

倉本委員：旧保谷市には、農地が多く存在していると思いますが、西東京市の課税地積のうち農地はどれくらいあるのでしょうか。また、一方実際に農地から得られる税金は、市全体の固定資産税のどれくらいの割合なのかを知りたいと思います。

神野部長：農地は、大部分が生産緑地の指定となっておりまして、課税額は低額となっています。本日資料を用意していませんので、おおよそですが 1000 m²あたり数千円程度だと思います。固定資産税としては、優遇されていると言えます。

副委員長：農地問題は、市では手出しできない問題でしょう。農業経営者は、農地で食べていかなければならない。それが前提となって、優遇措置を受けているわけです。しかし現実的には、遊ばせている土地が多く見られるのも事実です。低い税率で所有し、転売されていくケースもあるでしょう。農地を宅地指定して、固定資産税を課税することも考えられるでしょうが、なかなか難しい問題です。

事務局：生産緑地に指定されると、相続等のケースは別として、転売するには条件がつけられます。したがって、緊急に売却しようとしても、転売ができない仕組みになっています。農家では、年間の固定資産税を支払うために、不動産運用せざるを得ないのも実態です。農地をあそばせ耕作をしなければ、課税の不適正化となるわけで、このような場合には、雑地と認めて宅地並み課税を行うことになります。

倉本委員：遊休農地は、どのような取り扱いを受けるのですか。梅林などにしているケースもあると思いますが。

事務局：実態調査等を行い、管理しています。梅林のようにしているケースなどは、税務署も把握していて、調査を受けることになります。

副委員長：確かに、現在の経済情勢では、増収は期待できないでしょう。ベッドタウンとして、まちのプランニングを行えば、それなりの期待もできるのでしょうか。

給与所得者も減少傾向にあるとすれば、納税者を増やす方法を考えていることになると思いますが、その対策を講じる所管課はあるのですか。

事務局：企画課で総合計画を策定していくことになりますが、その中で西東京市のまちづくりのコンセプトを構築していくことになります。コンセプトを検討するにあたり、市民の皆様の声を聞くことになると思いますが、これまでの経験から申し上げますと、人口密度の高い市ということもあり、大規模な開発を望む声が出ないのが実態です。実際の市民の声としては、緑や安全の確保に視点が向けられます。まちづくりを、今実際に住んでいる人にお聞きすると、そのような声になると思われます。計画をたてる際に、違った手法を取り入れれば、別の意見も頂戴できると思いますが、新市建設計画事業におきましても、いわゆる箱物の事業は少なくなっています。ハード事業といっても、道路整備や公園整備にウェイトがおかれておりまして、人口誘導的な施策は少ないのです。分野を変えて意見をお聞きすれば、駅前への企業誘致等の声も出ないわけではないでしょうが、なかなか実際の施策として取り上げずらいのも事実です。

副委員長：確かに、増収となっても微増でしょうし、税の根本的な構造を変えるわけではありませんからね。法人税の増収の点は、いかがでしょうか。

事務局：やはり、厳しいでしょう。武蔵野市のように、個人税収が高い背景には、そのまちの特徴というものもあります。合併の過程でも、市民にまちのイメージをお聞きしましたが、やばったいいメージはあるようですが、市民はそれはそれでこの地の良さであると考えてもいるようです。逆に、武蔵野市のような市を目指せという声も、少ないのが実態です。

長澤委員：田無や保谷と言っても、知らない方が多かったでしょうが、西東京市となってネームバリューもあがるのではないのでしょうか。それによって、変わることも考えられます。

副委員長：都市計画の視点がないまま、無作為に大規模マンションの建設が進んできた背景があると思います。極論ですが、震災で0からスタートした神戸市のように、計画的にまちを整備すれば、高層マンションも環境的にも景観的にも問題のない建物が建設されることになると思います。そして、素敵なまちとなり、人口増が見込めるまちとなります。長期的なまちづくりのプランニングが重要だと思います。

高梨委員：資料2ページの決算調定額の推移を見ますと、法人市民税にばらつきが見られますが、この要因がわかれば教えてください。

神野部長：法人市民税は、大手法人の占める割合が高くなっています。円高などの影響も大きく、1円変われば3億円程度の影響が出るとも聞いています。この数字は、大手法人の経営状況が、堅著に表れているといえます。また、金融機関の悪化も多少なりとも影響しています。

高梨委員：大手法人だけで、これほどまでに変わるものですか。

神野部長：はい。

筑井委員：全国的に展開しているような企業の場合、法人税はどうなっているのですか。

神野部長：連結納税に関するご質問だと思いますが、これは国税のみを対象としておりまして、市町村民税には該当しません。したがって、個々の法人単位で課税されます。関連企業は含まれません。

副委員長：他にございますか。それでは、神野部長、ありがとうございました。
それでは、ここで10分間の休憩とさせていただきます。

副委員長：皆様お集まりのようですので、会議を再開します。
それでは、事務局から資料について、説明をお願いします。

事務局より、資料1の説明を行う。

副委員長：説明について、質問があればお願いします。

長澤委員：最大限の定数という説明でしたので、これを減らすべきであるという提言は可能なのですね。

事務局：法律上は、最大値を示しています。現状では、法91条を適用し、上限を設定していることになります。91条にもありますとおり、条例でこれを減少することはできると規定しておりますので、定数を減少させることは理論的には可能です。

副委員長：マックスであり、ミニマムではないということです。極論を言えば、一人でもかまわないということになります。

高梨委員：マキシマムな数であることを再認識しました。行政サイドも、合併に伴い省力化、スリム化を進め、職員数削減目標を打ち出しています。市民もそれなりに痛みを分け合うことを考えれば、40人という法律上の規定はあるものの、議員も協力する姿勢が必要でしょう。ここで何人にするかは、近隣類似市の事例等を勘案しながら検討するとしても、40人でそのまま進めるという考え方は、やはりおかしいと思います。議会は、法律の既得権を行使したがるでしょうが、断固として減らすべきだと思いますし、これについては異論のないところだとも思います。

副委員長：減数条例案の提案は、どこが行うのですか。

事務局：提案権は、市長部局にも議会にもありますが、お互いの自主性を尊重する観点から、これまでは議会側から提案されてきました。

高梨委員：法令の裏づけがあるのであれば仕方ありませんが、市民代表として当委員会に臨ませていただいている以上、また委員会の性格も含め考えていけば、市民側から減数を提案して良いと思います。

事務局：減数提案を市長部局から提案することは、非常にデリケートな問題だと思います。

副委員長：そうすると、結局は市民の直接請求になってしまうのですか。

事務局：市民の1 / 5 0以上の署名を集めれば、市長の判断を付して、議会に提出することは可能です。

高梨委員：議会に委員会から意見を提出することは可能ですか。

事務局：保谷市では、議会についての提言を示してきた経緯はあります。しかし、議会が委員会の意見を受けて、どのように対応するかは別です。進行管理は、難しいと思います。

高梨委員：私どもの任期は、2年でしたね。

事務局：2年です。本年度、一定程度のまとめをしていただき、来年度は、進行状況の確認を行っていただくことになると思います。

高梨委員：この委員会が健全に機能しているうちに、そして次期選挙までに、アクションを起こすべきだと思います。

副委員長：委員会として、提言しても良いと思います。
議会の傾向としては、どうでしょうか。

事務局：合併協議会におきましては、議員を何人にすると決めていません。2年の在任特例についての協議はなされましたが、新市における議員定数の方針はありません。前回の議会では、定数を34人とする減数条例が議員提案されましたが、否決されましたので、当面は40人ということになります。現状はこのような状況にあります。今後また議論されるものと思われます。

高梨委員：調布市は、人口19万ですが、議員は何人ですか。

事務局：30人です。

高梨委員：やはり、西東京市は明らかに多いと言えます。合併特例法の在任特例は、仕方ないと思いますが、その後の定数については検討の余地があると思います。

副委員長：この件につきまして、反対の意見の方はいらっしゃいますか。
ないようですから、本件につきましては、委員会として意見を出していきたいと

思います。

意見を出す際には、議員数は特定せず、隣接市並等の表現を用い、提出することになると思います。

議員としては、法律上の規定を楯にするでしょうが、減数条例を法律で認めているということは、自己の責任において判断を委ねられていることでもあります。法令どおりとするのは、現実的にもおかしいと思います。

柳原委員：法律では、上限しか設定していないわけですからね。

事務局：法律上は、ガイドラインとして上限を設定しているものです。

副委員長：住民参加が定着しない限り、市民の考えを直接反映させることは、現実的には難しいと言えるでしょう。

ほかになれば、次の資料に移りたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局から、資料 2 について説明を行う。

副委員長：詳しい内容は次の会議で議論するといたしますが、資料の見方や使い方について、質問があればお願いします。

特にないようですから、次の資料について説明をお願いします。

事務局から、資料 3 について説明を行う。

副委員長：今の説明について、ご質問ご意見をお願いします。

長澤委員：市の定年退職年齢は、いくつですか。

事務局：満 60 歳です。

長澤委員：それは全職員ですか。管理職も同様ですか。

事務局：全職員で、管理職も同様です。

長澤委員：定年の延長は、行われていますか。

事務局：行われていません。しかし、年金支給開始の引上げもあり、再任用制度が制度化されます。60歳で定年を迎えた後、年金支給開始が61歳なら1年、63歳なら3年の再任用を図るものです。現在、12月議会に上程する予定で準備を進めています。しかし、誰しもが再任用されるわけではありません。一定の良好な成績

の者だけが、再任用されることになります。また、フルタイムの任用は、定数内職員となります。短時間勤務の場合でも、業務量の減少に見合う人件費の抑制を図りながら管理していくことになります。報酬につきましては、再任用ですので、大幅に削減されます。

長澤委員：確認ですが、再任用者は定数に算入されるのですね。

事務局：フルタイムの場合には、カウントされます。

副委員長：定数はマクロと説明されましたが、想定数ということですか。

事務局：市長部局や教育委員会も含めて、218人の削減目標としています。

定数と実質人員は異なりますが、実質人員で218人を削減することを目標としています。

副委員長：定数適正化計画は、配置計画も含まれると解釈して良いですか。

事務局：そのように想定しています。

定数といいますのは、定数条例というものがあまして、議会で承認された範囲内におきまして、その枠内で職員が採用されているということを意味しています。その枠の中で、管理をしていこうという計画です。

高梨委員：定員という概念がよくわからないのですが、定員を算定する基本的な根拠は、業務量と考えて良いのでしょうか。

事務局：人口に対する業務量という観点から申し上げますと、各市で異なります。

また、国の制度として人員基準のある業務、施設の特異性から人員基準のある業務というものはあります。さらに、地方交付税の算定基準として、およそその人員を示すものもあります。しかし、これにつきましては、法律に基づく業務だけをカウントしており、市の単独事業が含まれていません。したがって、定数については、算定の統一的な根拠となるものがないことから、行政のキャパから定められた条例が基準となっています。

例えば、生活保護は1人100世帯を担当する、あるいは保育園は児童何人に1人の保母を充てるというような基準がある業務のほうが珍しいと言えます。したがって、人員については、経験則によるところになってしまうのです。

高梨委員：民間の場合、スタッフ業務については、特に定員はなく、会社の方針によって柔軟に対応をしているが、現場業務においては、あくまでも業務内容を詳細に分析し、業務量を算定しシビアに対応している。IT化、機械化が推進されれば、即、定員は変動するし、経営が困難になればいや応無しに減員される。いずれにしても自治体の感覚とはかなり異なると思います。

事務局：3,300それぞれの自治体が、それぞれの手法をとっています。優良な団体のモデルケースはありますが、農業振興地域と工業振興地域では異なりますし、気候や

風土にも左右されます。

松山委員：定数と配置数の違いを教えてください。

事務局：条例で職員数を定めることが定数です。その数の範囲内で、職員は採用されることになります。実際には、それを下回る職員数で業務にあたっておりまして、その数が配置数となるわけです。

松山委員：そうしますと、職員数が減少しても、定数は変わらないということになります。定数は不変ですか。

事務局：不変ではありません。実態に即して、変えることはできます。

松山委員：定員管理の手法として、定数を使用することはできませんね。

事務局：以前配布しました組織図につきましては、定数も記載されています。

高梨委員：技能労務職の給与体系は、一般職と異なるのですか。

事務局：合併前に、給与制度の改正を行い、旧両市ともに行政系と現業系の給与表を分けています。西東京市では、東京都の人事委員会が定めた給料表を適用しています。この場合、専門職は事務系に含まれています。なお都の場合には、大学教授や警視庁、医師など特殊な業務が存在し、数種類の給料表があるという特殊性があります。技能労務系は、若い層を優遇した体系となっています。

松山委員：特命事項担当の制度はありますか。

事務局：現在、西東京市では配置していません。

特命で、処理すべき事項を指示することはあります。

専門員の活用により、権限を付与するケースはあります。西東京市におきましては、上司の命を受け、特命を処理することはあります。

松山委員：合併により、2市が1つになったわけですから、その分、部課長ポストが減っているはずですが。有能な職員を特命で活用していく方法は、考えられると思いますが。

事務局：その場合、仮に部長職に特命を与えられても、部下は配属されません。また、金銭が伴う業務には、決裁権はありません。民間と違い、いくらの範囲でこれを処理しろというようなシステムは、行政にはありません。

管理職であっても、ラインについていない職員もいます。部長としてのポストは、10人ほどです。それ以外の部長職を参与として、それぞれの職場に配置して、業務にあたっています。時として、部長判断による特命はあります。

松山委員：特命職員を配置することで、行政ニーズの多様化に対応できると思いました。

副委員長：他にご意見はございますか。

ないようでしたら、資料２及び資料３は、次回あらためて検討することにいたします。次回の会議にも、この資料をご持参ください。次回の会議について、事務局から報告があれば、お願いします。

事務局：次回は、１１月６日に開催いたします。次回につきましては、部長ヒアリングの予定はございません。本日お配りいたしました定数見直しの基本方針案と行革実施状況について、議論いただければと考えています。

副委員長：それでは、事務局から説明がありましたとおり、次回は、定数見直しの基本方針案と行革実施状況について議題といたします。

以上をもちまして、本日の会議を閉会します。ありがとうございました。